

健康・保険課からのお知らせです

国民健康保険高齢受給者証などを更新します

○高齢受給者証の更新

国民健康保険高齢受給者証は、国民健康保険の加入者で70歳以上75歳未満(ただし、後期高齢者医療制度該当者を除きます。)に交付されます。

この高齢受給者証は、毎年7月31日が有効期限となります。高齢受給者証交付の対象となる方には、8月1日から使用することのできる新しい高齢受給者証を郵便でお送りします。なお、現在お使いの高齢受給者証は8月1日以降使用することができませんのでご注意ください。

■一部負担金の割合について

高齢受給者証に記載される一部負担金の割合は、同一世帯にいる高齢受給者証該当者の平成23年中の住民税課税所得により判定されます。

○課税所得145万円以上…3割負担(現役並み所得者)

○課税所得145万円未満…1割負担

ただし、一部負担金の割合が3割に該当する方のうち、収入額が次のいずれかに該当するときは、申請により一部負担金の割合が1割になります。

○高齢受給者証該当者が同一世帯に1人で、収入額が383万円未満

○高齢受給者証該当者が同一世帯に2人以上で、収入額の合計が520万円未満



○限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

国民健康保険の被保険者は、医療機関等を受診するときに限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関の窓口に表示することで、医療費などの自己負担が限度額までとなります。

これらの認定証は、毎年7月31日が有効期限となり、8月1日以降は現在お使いの認定証を使用することができません。引き続き認定証を使用する必要がある方は、8月中旬に健康・保険課で認定証交付の手続きを行ってください。また、現在認定証をお持ちでない方で高額な医療費を支払う必要がある場合も、受診前に健康・保険課で認定証の交付を受けてください。なお、保険税の納付の状況により、認定証の交付ができない場合があります。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線141)へ

健康・保険課からのお知らせです

福祉医療費受給資格者証の更新について

8月1日から、母子・父子家庭、重度心身障害者、高齢重度障害者に該当する方の福祉医療費受給資格者証(ピンク色の医療券)が更新されることに伴い、現在お使いの受給資格者証は、8月1日以降使用することができなくなります。

対象者には、新しい受給資格者証を7月中旬に郵便でお送りしますので、8月1日以降は、新しい受給資格者証を使用してください。

■対象者

○母子・父子家庭(18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭および18歳未満で父母のいない児童)

○重度心身障害者(身体障害者1級・2級、障害基礎年金1級、療育手帳A判定、特別児童扶養手当1級、障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療適用者)

○高齢重度障害者(身体障害者1級・2級、障害基礎年金1級、療育手帳A判定)

■その他

○現在お使いの受給資格者証は8月1日以降使用することができませんので、健康・保険課へ返却してください。

○勤務先、住所などが変更となった場合は、受給資格者証の更新手続きが必要となりますので、被保険者証・印鑑・受給資格者証をお持ちのうえ、必ず14日以内に健康・保険課で更新手続きを行ってください。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線144)へ



後期高齢者医療被保険者証を更新します

○後期高齢者医療被保険者証の更新

後期高齢者医療被保険者証は、毎年7月31日が有効期限になります。8月1日以降にお使いいただく新しい被保険者証(有効期限が平成24年8月1日から平成25年7月31日)は、7月中に郵便でお送りします。

なお、現在お使いの被保険者証は8月1日以降に使うことができなくなりますので、有効期限経過後に健康・保険課への返却、またはご自身で裁断等による破棄をお願いします。

■新しい被保険者証が届いたら

お手元に新しい被保険者証が届いたら、必ず記載内容の確認をしてください。記載内容に誤りなどがあつた場合は、ご自身で書きかえなどをせず、必ず健康・保険課まで届け出てください。

■一部負担金の割合について

被保険者証に記載される一部負担金の割合は、同一世帯にいる被保険者の平成23年中の住民税課税所得により判定されます。

○課税所得145万円以上…3割負担(現役並み所得者)

○課税所得145万円未満…1割負担

ただし、一部負担金の割合が3割に該当する被保険者のうち、平成23年中の収入額が次のいずれかに該当するときは、申請により一部負担金の割合が1割になります。

○被保険者が同一世帯に1人で、収入額が383万円未満

○被保険者同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満

○同一世帯に70歳から74歳までの方がいる場合、その方と被保険者の収入額合計が520万円未満

○限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の被保険者は、医療機関等を受診する際に限度額適用・標準負担額減額認定証を窓口に掲示すると、医療費などの自己負担が限度額までとなります。

この認定証は、毎年7月31日が有効期限になります。現在認定証の交付を受けている方で8月1日以降も認定証を必要とする方、または新たに認定証の交付を希望する方は、住民税の課税状況を確認のうえ、8月中に健康・保険課で認定証の交付手続きをしてください。

なお、保険料の納付状況により認定証の交付ができないことがあります。

○短期被保険者証の交付

被保険者証の有効期限は通常1年間ですが、後期高齢者医療保険料の滞納により、通常より有効期限の短い被保険者証を交付する場合があります。また、特別な事情がなく納付状況が改善しない場合は、医療費がいったん全額自己負担となる「資格証明書」を交付することがあります。

なお、保険料の納付方法が普通徴収(口座振替または納付書払い)の方に、平成24年度後期高齢者医療保険料納入通知書を7月中に郵便でお送りします。この通知書が届いたときは、年間保険料額、保険料納期限などを必ずご確認ください、保険料の納付忘れがないようご注意ください。

○被保険者証の詐取にご注意ください

今般、群馬県内において市町村職員や群馬県後期高齢者医療広域連合職員を名乗る人物が「被保険者証の更新時期になりましたので、古い被保険者証を回収に来ました。新しい被保険者証は後日郵送します。」と説明し、被保険者証を詐取するという事件が発生したとの情報が寄せられました。市町村職員及び広域連合職員が被保険者証の回収のためにご自宅を訪ねることはありませんので、このような不審な訪問者があつた場合、絶対に被保険者証を渡さずに、最寄りの警察、健康・保険課または広域連合へお問い合わせください。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線143)、または群馬県後期高齢者医療広域連合(☎027-256-7125)へ



子育て・長寿支援課からのお知らせです

7月は社会を明るくする運動強調月間です

○“防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り”

この運動は、すべての国民が、犯罪防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

本村においても、保護司および更生保護女性会を中心として「社会を明るくする運動榛東村推進委員会」を組織し、青少年の非行・薬物乱用防止ならびに地域の環境浄化などについて積極的な取り組みを行っていくことにしています。

なお、今年の重点事項は、「立ち直りを支える取組についての理解促進」と「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」です。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課
(☎54-2211 内線133)へ



村長と村内への広報活動に出発する保護司および更生保護女性会役員の皆さん



平成24年3月で青山榮作氏が退任され、平成24年5月から一倉史人氏(写真)が保護司に就任されました。

建設課からのお知らせです

道路上に張り出している樹木の伐採等のお願い

道路や歩道への枝の張り出しや倒木により、歩行者や自動車等の通行の支障となる場合があります。歩行者及び自動車等の通行や、強風や大雨時の安全確保のため、樹木の管理にご協力をお願いします。

樹木の倒木等が原因で歩行者や自動車等に事故が発生した場合には、樹木が植生している土地の所有者の責任を問われる場合があります。(民法第717条：土地の工作物の占有者及び所有者の責任 道路法第43条：道路に関する禁止事項)

次のような状態が見られる土地の所有者の方は、樹木の伐採や枝払いをお願いします。

- 道路、歩道に樹木が張り出している
- 枯れ木や折れ枝による通行への障害がある(又はその恐れがある)
- 竹木の繁茂による通行への障害がある(又はその恐れがある)

【作業時の注意事項】

電線や電話線がある場所での作業は、事前に最寄りの東京電力やN T Tの事業所に連絡をしていただいた上で、電線等の管理者の立ち会いのもと、行ってください。

作業の際には、道路を通行する歩行者や自転車、自動車の安全を十分確保し、また、転落等の事故が起こらないように十分注意してください。

▶お問い合わせは、建設課(☎54-2211 内線232)へ

産業振興課からのお知らせです

野菜に係る市況格差分の損害賠償請求について

損害賠償の取組として、本県産野菜に対する風評被害が払拭されたとはいえないため、平成23年9月～12月の野菜に係る市況格差分の損害賠償請求を行うこととなりました。

■対象品目

全品目

■損害賠償請求対象期間

平成23年9月1日～平成23年12月31日

※ JA出荷者はJAへ、JA出荷者以外の方は産業振興課へご連絡ください。

▶お問い合わせは、産業振興課(☎54-2211 内線223)へ

あなたの血液が命を救う 献血にご協力ください

わが国では、病気やけがの治療のため、輸血や血液製剤を必要とする人たちが数多くいます。この血液製剤は、健康な方々から血液を提供いただく「献血」により作られています。わが国の血液事業は、「献血」によって支えられており、血液を必要とする多くの患者さんが、日々救われています。血液を必要とする方への供給が滞ることのないようにするために、1人でも多くの方の献血へのご協力をお願いします。



○若い世代の協力が不可欠

輸血用血液製剤の約85%は50歳以上の方々に使用される一方で、献血をいただいている方の約80%は50歳未満の方々に、献血医療を大きく支えています。日本の少子高齢化が今後ますます進んでいくと、血液需要の増加が見込まれる将来の安定供給に支障をきたす恐れがあります。

血液は、まだ人工で作ることはできません。一人ひとりの善意によって支えられています。献血は、直接人の命を救う、とても大切なボランティア活動なのです。若い世代の方々には、社会の一員として進んで献血に参加していくことが求められています。

○村民献血

・日時 … 8月27日(月) 午前10時～正午 ・場所 … 榛東村保健相談センター

村民献血で実施する献血方法は、400ml献血および200ml献血です。これらの方法は、医療受給に沿い、血液製剤の国内自給にとって必要な献血方法で、その基準は次のとおりとなっています。

・献血の基準

1回献血量	年齢	体重	最高血圧	年間献血回数	年間総献血量
400ml献血	男性：17歳～69歳 女性：18歳～69歳	男女とも50kg以上	90mm Hg以上	男性3回以内 女性2回以内	400ml献血と200ml献血を合わせて 男性1200ml以内 女性800ml以内
200ml献血	16歳～69歳	男性45kg以上 女性40kg以上		男性6回以内 女性4回以内	

※65歳～69歳の方については、60歳～64歳までの間に献血経験のある方に限ります。

※献血は、事前に全血比重または血色素量と血圧を検査し、医師が検診を行います。薬を飲んでいる方は、検診時に医師にお申し出ください

○献血ルームのご案内

献血は、次の各献血ルームでも行うことができます。

- ・献血ルーム前橋ハートランド 前橋市南町3-9-5 大同生命ビル1階 ☎0120-80-5871 毎月第3火曜日休業
- ・高崎駅献血ルームハーモニー 高崎市矢島町222 JR高崎駅東口3階イーサイト ☎0120-80-5870 毎月第4月曜日休業
- ・献血ルーム太田YOU愛 太田市飯塚町1549-2 ☎0120-80-5872 毎月第2金曜日休業

※受付時間は各献血ルーム共通、午前10時～午後1時、午後2時～午後5時30分です。また、年末年始は休業です。

○献血についてのお願いと注意事項

- ・献血受付時には、検査目的の献血防止対策の一環として身分証明書などの掲示をお願いし、本人であることの確認をさせていただきます。これは、ウイルス等に感染した可能性があるときは、患者さんの安全のため献血はしないという「安全で責任のある献血」の思想をご理解していただきたいために行います。ご協力をお願いします。
- ・献血手帳をお持ちの方は、ご持参ください。
- ・献血中および献血後は、採血スタッフの指示に従って行動してください。
- ・献血者の健康が大前提です。日頃から健康な体づくりのため、十分な睡眠と食事を心がけてください。

○エイズ検査目的の献血は絶対にしないでください

エイズウイルス(HIV)感染直後の血液は、検査をしても感染が証明できません。エイズに感染した方が献血し、その血液が輸血されると感染のおそれがあります。エイズ感染の検査目的の献血は絶対にしないでください。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線131)へ

基地・財政課からのお知らせです

村有地売払い条件付き一般競争入札について

村では、次のとおり条件付き一般競争入札(榛東村が定めた最低売却価格以上の金額で、最高金額を入札した者と契約をすること)により村有地を売払います。なお、入札に参加するには事前にお申し込みが必要です。

■入札に付する物件

物件番号	種別	所在地	地目	実測面積	最低売却価格
1	土地	榛東村大字長岡字西帝991番	宅地	432.14㎡	3,716千円
2	土地	榛東村大字長岡字西帝993番1	宅地	628.15㎡	5,276千円
3	土地	榛東村大字新井字清水貝戸436番2	雑種地	547.17㎡	8,426千円

■入札に付する条件

土地を一般「住宅用地」以外に利用することはできません。

土地の引渡しがあつてから10年間は、売却や用途変更はできません。

■参加資格

個人・法人を問わず参加できますが、次に掲げる者等は、参加できません。

- (1) 契約締結能力を持たない者等
- (2) 暴力団員等
- (3) 村税等を滞納している者等

■参加申込方法

入札に参加を希望する方は、次の書類の提出が必要です。7月25日(水)から7月27日(金)の間(いずれの日も午前8時30分から午後5時15分まで)に、入札参加申込書などを直接持参してください。郵送・電送での提出はできません。

- ・入札参加申込書(役場の基地・財政課に用意してあります)
- ・法人登記簿謄本等(法人の場合)
- ・住民票の写し(個人の場合)
- ・印鑑登録証明書(入札に参加する者のもの)
- ・誓約書(役場の基地・財政課に用意してあります)
- ・村税納税証明書
- ・その他必要な書類

■入札の日時・場所

7月31日(火) 午後1時30分 榛東村役場2階 201会議室

■入札保証金の納付など

入札参加者は、7月25日(水)から7月27日(金)の間(いずれの日も午前8時30分から午後5時15分まで)に入札に参加しようとする者の見積もる契約金額の5%以上の入札保証金を指定納入通知書により、納付していただきます。なお、入札保証金は落札できなかった場合は返還されます。

■その他

土地は、現況有姿のまま引渡します。

▶お問い合わせや申込書などの配布・受付は、基地・財政課(☎54-2211 内線243)へ

榛東村国際交流協会からのお知らせです

日本語教室を開催します

榛東村国際交流協会では、村内に在住されている外国人の方を対象に日本語教室を開催します。日本語教室の内容は日常会話から「ひらがな」、「カタカナ」を学習する初級教室です。

■日時…8月26日(日)～10月28日(日)の毎週日曜日(全10回) 午前10時～午前11時30分

■場所…南部コミュニティセンター 談話室

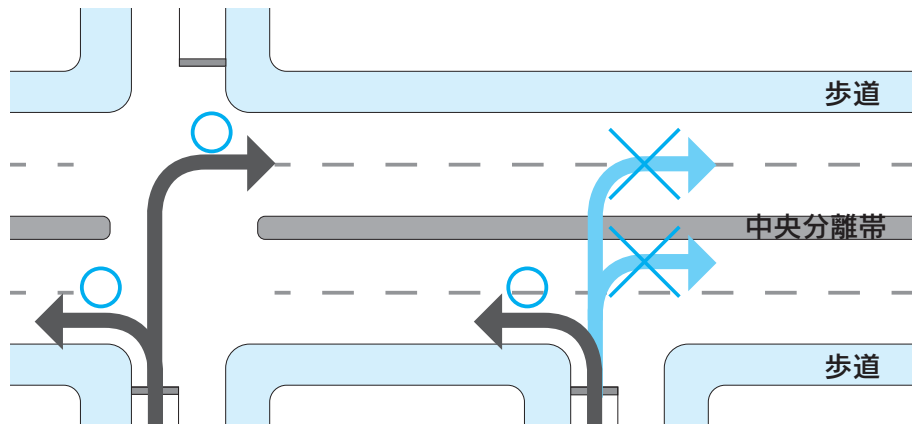
■費用…一人1,000円

併せて日本語教室の事業に協力していただける日本語講師補助ボランティア(無償)を募集します。日本語講師補助ボランティアは、本協会役員とチームを組んで日本語教室初級用の教材により実施します。詳しくはお問い合わせください。

▶お問い合わせは、基地・財政課内榛東村国際交流協会事務局(☎54-2211 内線241)へ

高崎渋川線バイパスをご利用の方へ

高崎渋川線バイパスには中央分離帯があるため、右折は十字路(下図左側)でのみ可能で、中央分離帯のあるT字路(下図右側)では左折しかできません。交通安全には十分注意して通行してください。



農業委員会からのお知らせです

農地の相続の届出のお願い

農地法の改正により農地を相続したときは、農業委員会に届出が義務付けられました。また、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。届出の期限は、被相続人が死亡したことを知った日から10箇月以内です。手続きは簡単ですので、農業委員会の窓口までお越し下さい。

▶お問い合わせは、農業委員会事務局(☎54-2211 内線224)へ

榛東村内空間放射線量測定結果について

榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の平成24年6月の放射線量は次のとおりです。

■基準値…0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)

※ 原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量

■測定値について…村では、群馬県立県民健康科学大学 大学院診療放射線学専任講師 杉野雅人博士の指導のもと、ハンディー型線量計(A2700型 Mr.Gamma)を使用して空間放射線量を測定しています。

榛東村内各施設等における空間放射線量測定結果一覧

No.	測定日	測定開始時刻	測定場所	住所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気	備考
					地表	50cm	1m		
1	6月11日	15:15	役場・保健相談センター	新井790-1	0.095	0.069	0.066	曇り	東側駐車場中央付近
2	6月11日	13:16	北部第2学童保育所(旧庁舎分室)	山子田1258-1	0.089	0.082	0.076	曇り	敷地中央付近
3	6月11日	9:50	中央保育園(兼 うぐいす学童)	山子田2531-19	0.060	0.067	0.061	曇り	園庭中央付近
4	6月11日	13:39	北部保育園	長岡1109	0.099	0.089	0.089	曇り	園庭中央付近
5	6月11日	10:40	南部保育園	広馬場1763-1	0.088	0.082	0.081	曇り	園庭中央付近
6	6月11日	14:50	南部第2学童	広馬場1156-1	0.097	0.082	0.073	曇り	敷地中央付近
7	6月11日	13:59	児童館	長岡1404-1	0.113	0.093	0.093	曇り	園庭中央付近
8	6月12日	9:55	榛東中学校 駐輪場	新井598	0.049	0.057	0.046	曇り	駐輪場中央付近
9	6月12日	10:14	榛東中学校 東グラウンド	新井175-1	0.045	0.040	0.042	曇り	グラウンド中央付近
10	6月11日	16:07	北小学校(兼 北部第1学童)	山子田1261	0.058	0.059	0.065	曇り	グラウンド中央付近
11	6月12日	9:21	南小学校	広馬場1142	0.035	0.040	0.042	曇り	グラウンド中央付近
12	6月11日	10:17	北幼稚園	山子田1322-1	0.072	0.084	0.070	曇り	園庭中央付近
13	6月11日	11:05	南幼稚園	広馬場1143-1	0.107	0.092	0.086	曇り	園庭中央付近
14	6月12日	8:58	南部コミセン(兼 南部第1学童)	広馬場1088	0.091	0.086	0.078	曇り	正面駐車場中央付近
15	6月11日	14:22	総合グラウンド	山子田2037	0.096	0.093	0.092	曇り	野球及びサッカーグラウンド境界付近

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ